

広島県告示第七百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成三十年十月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

川北七塚線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市濁川町字貝ノ平山五二四五番一地先から 庄原市濁川町字上組三五八番一地先まで		五・三〇〇 一・六〇	一二・九〇〇 四五・一〇〇	二八三・〇〇 二八〇・四〇	拡幅